

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給条件および料金表を承認のうえ、次の事項を明らかにして、申込みをしていただきます。

なお、この場合には、所定の申込書を使用していただくことがあります。

契約種別、特約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給地点特定番号、供給電圧、契約負荷設備、契約受電設備、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間、料金の支払方法およびその他料金表に定める事項

また、契約負荷設備、契約受電設備および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。

- (2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。

イ 託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。

ロ 当社が、需給契約の締結に必要な事項のうち、当該一般送配電事業者等が接続供給のために必要とする事項について、当該一般送配電事業者等に提供すること。

ハ 当該一般送配電事業者等が、接続供給の実施に必要なお客さまの情報を、当社に対し提供すること。

- (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

- (4) 需給開始日からの1年間を通じての最大の負荷で契約することが適当でないと認められる場合には、需給開始日から1年間に限り、段階的に契約電力を増加できるものといたします。この場合には、あらかじめ電気使用計画書を提出していただきます。

- (5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、予備契約料金表の予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

- (6) お客さまが発電設備を設置される場合には、予備発電設備が設置されている場合等お客さまの発電設備の検査、補修または事故による不足電力が生じないことが明らかな場合を除き、主契約料金表の自家発補給電力の申込みをしていただきます。

- (7) 当社が必要とする場合は、お客さまが需要場所において電気を使用されることを証明する書類（登記簿謄本等）を提出していただくことがあります。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、需給契約が成立した日から、契約使用期間満了の日までといたします。

8 需要場所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、原則として、1 需要場所について1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

- (1) 1 需要場所において、当社があわせて契約をすることを認める契約種別を複数適用する場合
- (2) 電気鉄道の場合で、負荷が移動するために同一送電系統に属する2 以上の需給地点において常時電気の供給を受けるお客さまの希望により、一括して1 需給契約を結ぶとき。
- (3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたとき。

10 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給いたします。

12 契約書の作成

当社が必要とする場合は、電気の需給に関する必要な事項について、契約書を作成いたします。